

相談支援従事者現任研修受講のイメージ

相談支援受従事者初任者研修5日課程または1日課程(障がい者ケアマネジメント養成研修修了者に限る)を修了した人は、初任者研修修了年度の翌年度から5年間毎に1度は現任研修を修了しなければなりません。

この現任研修(更新研修)を年限までに修了しなかった場合は、改めて初任者研修5日課程を修了しなければ相談支援専門員として従事することはできません。

※現任研修受講予定年度は下記のとおりです。

初任者研修修了年度	現任研修1回目	現任研修2回目	現任研修3回目
平成18年度 (2006)	平成19年度～平成23年度 (2007) (2011)	平成24年度～平成28年度 (2012) (2016)	平成29年度～平成33年度 (2017) (2021)
平成19年度 (2007)	平成20年度～平成24年度 (2008) (2012)	平成25年度～平成29年度 (2013) (2017)	平成30年度～平成34年度 (2018) (2022)
平成20年度 (2008)	平成21年度～平成25年度 (2009) (2013)	平成26年度～平成30年度 (2014) (2018)	平成31年度～平成35年度 (2019) (2023)
平成21年度 (2009)	平成22年度～平成26年度 (2010) (2014)	平成27年度～平成31年度 (2015) (2019)	
平成22年度 (2010)	平成23年度～平成27年度 (2011) (2015)	平成28年度～平成32年度 (2016) (2020)	
平成23年度 (2011)	平成24年度～平成28年度 (2012) (2016)	平成29年度～平成33年度 (2017) (2021)	
平成24年度 (2012)	平成25年度～平成29年度 (2013) (2017)	平成30年度～平成34年度 (2018) (2022)	
平成25年度 (2013)	平成26年度～平成30年度 (2014) (2018)	平成31年度～平成35年度 (2019) (2023)	
平成26年度 (2014)	平成27年度～平成31年度 (2015) (2019)		
平成27年度 (2015)	平成28年度～平成32年度 (2016) (2020)		
平成28年度 (2016)	平成29年度～平成33年度 (2017) (2021)		
平成29年度 (2017)	平成30年度～平成34年度 (2018) (2022)		
平成30年度 (2018)	平成31年度～平成35年度 (2019) (2023)		

※表の見方について

- ①左端の縦列は初任者研修修了年度です。
- ②横列は左端の年度に修了した者が受講すべき現任研修の回数と受講可能期間です。
- ③初任者研修を平成21年度、平成26年度に修了した人は、今年度が最終の受講年度となります。